

# 各務原市介護保険認定調査業務委託実施要綱

(平成23年3月9日決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設で介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条第5項の要件を満たすもの（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に委託して行う法第28条第4項、第29条第2項、第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する法第27条第2項に規定する調査（以下単に「調査」という。）の実施について必要な事項を定める。

## (調査の委託)

第2条 市長は、法第28条第2項、第29条第1項、第33条第2項及び第33条の2第1項の申請があり、委託による調査が必要であると認めたときは、指定居宅介護支援事業所等に調査を委託することができる。

2 市長は、調査を委託するときは、年度ごとに、調査を実施する指定居宅介護支援事業所等と委託契約を締結するものとする。

3 指定居宅介護支援事業所等は、前項の規定により委託契約を締結するに当たっては、調査に従事する者を市長に届け出なければならない。

## (届出)

第3条 前条第2項の規定により委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所等（以下「受託事業所」という。）は、当該委託契約の締結後、新たに調査に従事する者を追加するときは、介護認定調査員従事者届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 受託事業所は、当該受託事業所の所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印に変更があったときは、介護保険認定調査業務委託契約書記載事項変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

## (調査の実施方法)

第4条 市長は、調査を委託するときは、適当と認めた受託事業所に対し、調査対象者、連絡先等を通知するものとする。

2 受託事業所は、前項の通知があり、当該調査を受託するときは、当該調査対象者に対し、厚生労働省の認定調査員テキストに定めるところにより面接による調査を

実施し、その結果を市長が定める期日までに各務原市所定の調査票により報告しなければならない。

3 受託事業所は、第1項の通知があり、当該調査を受託しないときは、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。

(受託事業所の義務)

第5条 受託事業所は、調査を実施するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託事業所に所属する法第28条第6項に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者(以下「介護支援専門員等」という。)以外の者に調査を行わせないこと。

(2) 認定調査の対象者が受託事業所の介護支援専門員等の親族であるときは、当該介護支援専門員等に調査を行わせないこと。

(3) 受託した調査業務の実施に当たり業務上知り得た調査対象者及びその家族の秘密を他に漏らさないこと。また、調査の委託契約満了及び解除後においても同様とする。

(4) 調査の実施において事故等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。

(5) 調査の実施に当たっては、各務原市介護認定調査員証(様式第3号)を携行し、調査対象者及び関係人に提示しなければならない。

(6) 調査の実施に当たっては、調査の目的、内容及び各務原市から受託した調査であることを調査対象者及び同席する家族等に説明すること。

(委託料)

第6条 市長は、次に掲げる額に当該額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額を調査の委託料として受託事業所に支払うものとする。

(1) 調査(次号の場合を除く。) 1件につき4,000円

(2) 調査(調査対象者が入所する当該介護保険施設の介護支援専門員等が当該介護保険施設内において調査を実施する場合) 1件につき3,000円

(委託料の支払)

第7条 受託事業所は、業務終了後、1月ごとに委託料の金額を集計し、市長の定め

る期間までに費用を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、受託事業所から適正な支払請求を受理した日から30日以内に受託事業所に対して委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 受託事業所は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(関係書類の整備)

第9条 受託事業所は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月5日決裁)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の調査の委託に係る委託料から適用し、同日前の調査の委託に係る委託料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

介護認定調査員従事者届

年 月 日

（宛先）各務原市長

事業所 介護保険事業所番号 \_\_\_\_\_

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先

各務原市介護保険認定調査業務委託実施要綱第3条の規定により 年 月 日から  
従事しますので届け出ます。

	フリガナ 氏 名	生年月日	介護支援専門員番号 (資格有効期間満了日)	認定調査員新規 研修受講年度	備 考
1					
2					
3					
4					
5					

介護認定調査員の資格について

- ① 介護支援専門員であること。
- ② 都道府県の実施する「認定調査員新規研修」を受講したことがあること。

添付書類

- ・上記に記載された方の介護支援専門員証の写し
- ・上記に記載された方の認定調査員新規研修受講済証の写し

様式第2号（第3条関係）

介護保険認定調査業務委託契約書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）各務原市長

事業所

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先

各務原市介護保険認定調査業務委託契約書の記載事項について、変更がありましたので、各務原市介護保険認定調査業務委託実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第3号（第5条関係）

（表）

各務原市介護認定調査員証			
以下の者は、各務原市から介護認定調査を委託された（事業所に所属する）調査員であることを証する。			
第	号	（事業所名）	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
写 真		年 月 日	発行
	各 務 原 市 長 印		

（裏）

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、調査を実施する際は、常に携帯し、調査対象者及び関係人に提示すること。</li><li>2 本証は、貸与し、譲渡し、又は改ざんしないこと。</li><li>3 本証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出ること。</li><li>4 本証は、調査員でなくなったときは、直ちに返納すること。</li></ol>
--